

令和5年度におけるサービス管理責任者等研修制度の変更に関するQ & A

1. 実務経験（OJT）について

（OJT 期間が「6 月以上」とすることができる要件について）

問1 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）について、「6 月以上」とすることができる対象者については、具体的にどのような者であるか。

（答） 以下のいずれの要件も満たす者である。

① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしていること。

② 実践研修の受講要件である実務経験（OJT）として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。

具体的には、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等に従業者として配置を届け出ている者について、以下のいずれかの場合が該当する。

㊦ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画（モニタリング含む）※）に従事する場合。

㊧ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務（利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、個別支援計画の作成に係る会議の開催、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、個別支援計画を交付（モニタリング含む）※）に従事する場合。

㊨ 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務（上記㊧と同様）に従事する場合。

※ 具体的な業務内容については問4参照。なお、実践研修の受講要件である基礎研修修了後の実務経験については、OJT として行う趣旨で設けていることを踏まえ、（必要に応じて他の事業所等に協力を求めるなどして）サービス管理責任者等による助言・指導を受けた上で行われることが望ましい。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

<問 1：要件①に関して>

(基礎研修修了後に実務経験者となった場合について)

問 2 基礎研修については、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件として規定されている年数に2年満たない時点から受講できるが、基礎研修修了後にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たした場合、それ以降は、2年間の実務経験（OJT）ではなく、個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験（OJT）を満たして実践研修を受講することが可能か。

(答) できない。個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験（OJT）については、基礎研修受講開始時に実務経験者である者が対象となり、基礎研修受講開始時に実務経験者でない者は、実践研修の受講には相談支援業務又は直接支援業務の2年間の実務経験（OJT）が必要である。

(「基礎研修受講開始時」について)

問 3 「基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている」とあるが、これは「相談支援従事者初任者研修講義部分」受講時においても既に当該実務経験要件を満たしている必要があるか。

(答) 「サービス管理責任者等基礎研修」の受講開始時において既に実務経験要件を満たしていればよく、「相談支援従事者初任者研修講義部分」の受講開始時と実務経験要件を満たした時点の先後は問わない。

もっとも、実践研修の受講要件である実務経験（OJT）については、「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了し、修了証の交付を受けた時点から起算可能となる。

<問 1：要件②に関して>

(OJT の業務の具体的内容について)

問 4 「個別支援計画作成の業務に従事する」とあるが、具体的に対象となる業務はどのようなものか。

(答) 個別支援計画の作成の業務とは、以下の業務をいう。

- ① 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。(基準省令第 58 条第 2～3 項等 参照)
 - ② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。(基準省令第 58 条第 4 項等 参照)
 - ③ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。(基準省令第 58 条第 5 項等、解釈通知第四の 3 (7) ②ア等 参照)
- ※ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。
- ④ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。(基準省令第 58 条第 6 項等、解釈通知第四の 3 (7) ②イ、ウ等 参照)
 - ⑤ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行い、少なくとも 6 月に 1 回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。(基準省令第 58 条第 8 項等、解釈通知第四の 3 (7) ②エ等 参照)

(OJT の業務の頻度等について)

問 5 「個別支援計画の作成の業務」については、どれくらいの回数を行って必要があるか。期間の算定についてはどのように行うべきか。

(答) この実務経験 (OJT) は、サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保する観点から、少なくとも概ね計 10 回以上行うことを基本とする。

(なお、個別支援計画の見直しについては、少なくとも 6 月に 1 回以上行うことが指定基準上定められている)

また、実務経験 (OJT) に係る期間 (勤務日数) の算定にあたっては、厳密に「個別支援計画の作成の業務」を行った日のみを算入するのではなく、サービス管理責任者等の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等において従事した期間をもって算定して差しつかえない。

(基礎研修修了者が OJT として個別支援計画の原案の作成を行う場合の人員配置の取扱いについて)

問6 サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者に個別支援計画の原案の作成までの業務を担わせる場合、当該基礎研修修了者の人員配置上の取扱いはどのようなになるか。例えば、生活支援員として配置したまま当該業務を担わせることが可能か。

(答) それぞれ以下のとおりである。

- ① 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を満たすため(※)にサービス管理責任者等として配置する場合
利用者に対するサービス提供に支障がない場合に限り、生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であるが、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入できないことに留意が必要である。

※ サービス管理責任者等を2人以上配置する必要がある事業所(利用者数が61人以上(共同生活援助及び自立生活援助は31人以上))において、サービス管理責任者等が1人配置されている場合、残りの人員は基礎研修修了者を配置することで基準を満たしているものとみなされる。

- ② 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を超えて配置する場合

生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であり、かつ、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入して差しつかえない。

<問 1：要件②及び③に関して>

(実務経験 (OJT) の確認方法等について)

問 7 実践研修の受講にあたって必要となる実務経験 (OJT) の確認及び「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の届出について、どのように行えばよいか。

(答) 実務経験 (OJT) の確認については、実務経験証明書等により確認することが考えられるが、「個別支援計画作成の業務」については、同業務に従事していることが当該実務経験証明書等に合わせて記載されているもので確認することを想定している。

また、「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の届出については、実践研修受講開始時までの間に、人員体制届出等において該当する者が個別支援計画 (原案を含む) の作成の業務に従事する旨を明示する必要があるものとする。(※)

※ 実践研修受講開始時までの間であれば時期は問わないが、届出に係る事務負担の軽減の観点から、人員体制届出の際にあわせて行うことが考えられる。

具体的には、基礎研修修了者として配置され、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を担う場合は、備考欄等にその旨を記載することを要するものとする。

当該届出内容の確認については、研修受講者が研修の実施主体に対し、当該届出の写し等を提出すること等により行うことが考えられる。

なお、実務経験 (OJT) について、「個別支援計画作成の業務」に6月以上従事することで満たす意向の者については、問 1 における要件①のとおり、基礎研修受講開始日において実務経験者である必要があることから、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験年数 (3～8年) を満たすに至った時期が基礎研修受講開始日以前かについても合わせて確認が必要である。

2. やむを得ない事由による措置について

(やむを得ない事由によるみなし配置期間が拡大される要件について)

問8 本改正により、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等としてみなして配置される者について、一定の要件を満たした場合、実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間）みなし配置が可能となるが、具体的な要件は何か。

(答) 以下のいずれの要件も満たす者であることが必要である。

- ① 実務経験要件（相談支援業務または直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修修了者（※）となっている。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前から引き続き当該事業所に配置されている。

※ 「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了している必要がある。

<問8：要件②に関して>

(みなし配置期間中に基礎研修修了者となった場合について)

問9 やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いた事業所等において、基礎研修修了者でない実務経験者をサービス管理責任者等としてみなして配置したが、その後、みなし期間中に当該者が基礎研修修了者となった場合、みなし配置期間は2年間となるか。

(答) ならない。サービス管理責任者等としてみなして配置した者が、そのみなし配置期間中に基礎研修修了者となった場合は、元々のみなし期間の起算点から1年間のみみなして配置可能である。

(やむを得ない事由について)

問10 やむを得ない事由については、どういう場合が該当するのか。

(答) サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合である。なお、当該判断については、指定権者である自治体が個別の状況を踏まえて適切に判断すること。

3. 本改正施行前に係る取扱いについて

(本改正施行前における実務経験 (OJT) の算入可否について)

問 11 本改正施行前において、例えば令和4年9月に実務経験者となった上で、同年10月に基礎研修修了者となり、その後同月から6ヶ月間「個別支援計画の作成の業務」に従事していたが、その場合、本改正施行日以降直ちに実践研修を受講することが可能か。

(答) 本改正施行前の従事であっても、実務経験者となり、その後基礎研修修了者となった後の期間であれば、実務経験 (OJT) の期間に算入して差しつかえないため、設問の場合については可能である。

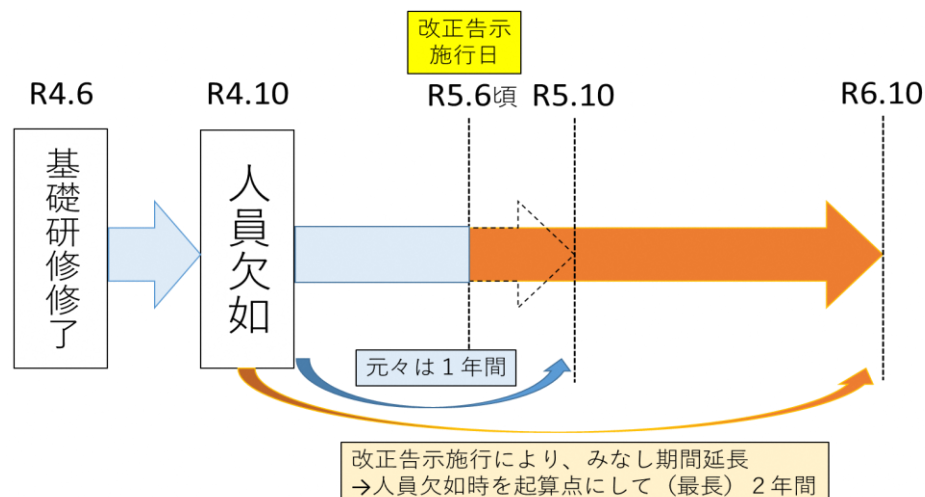
(本改正施行前よりみなし配置されていた場合について)

問 12 本改正施行前よりやむを得ない事由によりサービス管理責任者等としてみなして配置されている者であって、本改正施行日において問8における要件をいずれも満たしている場合については、本改正施行により、みなし配置期間が実践研修を修了するまでの間 (最長でサービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間) となるか。

(答) 本改正施行日において問8における要件をいずれも満たしている場合は、施行日以降、実践研修を修了するまでの間 (サービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間に限る。) みなし配置可能である。

具体的には以下のとおり。

(例①) 令和4年 6月 基礎研修 (相談支援従事者初任者研修講義部分含む) 修了
令和4年 10月 サービス管理責任者等欠如
みなし配置開始 (令和5年9月まで可)
令和5年 6月頃 改正告示施行
→みなしサービス管理責任者等について、
実践研修修了時 (最長で令和6年9月)
までみなし配置期間継続



(例②) 令和4年 1月	基礎研修（相談支援従事者初任者研修講義部分含む）修了
令和4年 3月	サービス管理責任者等欠如 みなし配置開始（令和5年2月まで可）
令和5年 3月	みなし配置期間終了 サービス管理責任者等欠如
令和5年 5月	人員欠如減算（サービス管理責任者等）算定開始
令和5年 6月頃	改正告示施行 →令和5年2月までみなしサービス管理責任者等であった者について、令和5年7月以降、実践研修修了時（最長で令和6年2月）までみなし配置期間再開
令和5年 7月	人員欠如減算（サービス管理責任者等）算定終了

※人員欠如減算の算定開始、終了月については、届出時期等によって変動しうることに注意。

